

令和 8 年 3 月 1 3 日
文 部 科 学 省
高等教育局高等教育企画課

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則
の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令案」について、令和 8 年 1 月 2 0 日から令和 8 年 2 月 1 8 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 4 件の御意見をいただきました。（その他、今回意見募集の対象とする告示案に関係しない御意見が 3 件ございました。）

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 認可の申請期間について	<p>大学の設置等の認可申請・届出における事務負担の軽減や手続きの迅速化に賛成する。改正にあたっては、デジタル化による効率向上を図りつつ、大学教育の質を担保するための審査基準の客観性を維持することを求める。</p> <p>また、制度変更により大学側の準備に混乱が生じないように、十分な周知期間と丁寧なガイダンスを設けてほしい。</p>	<p>デジタル化による効率化については、現在も電子媒体による申請・届出を認めているほか、認可書の電子メールによる送付などにより、事務負担の軽減や手続きの迅速化に取り組んでおります。</p> <p>また、審査基準の客観性については、平成15年の大学設置基準等改正において、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審査の基準は告示以上の法令に規定することとし、設置審査の準則化により客観性を確保してまいりました。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改正に伴う変更点等については、公布の日と同日に発出する施行通知において説明するほか、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和10年度開設用）」において周知を行ってまいります。</p>
	<p>大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学科の設置の認可の申請期間が2か月前倒しされているが、この改正に伴い、大学設置分科会運営委員会への事前相談の「受付期間」「結果伝達期間」および「受付対象となる開設・変更年度」についても影響が及ぶものと考えられる。こ</p>	<p>大学設置分科会運営委員会における事前相談については、令和8年度実施分から、受付期間及び結果伝達期間を現行より1月程度前倒しする見込みです。</p> <p>事前相談の詳細な実施期間等については、令和8年3月末頃に、文部科学省のホームページにてご案内い</p>

	<p>これらの期間等の設定について、どのような変更を予定しているか、教えていただきたい。</p>	<p>たします。</p>
	<p>学部等の設置認可申請期間の変更案（開設前々年の1月）について再考を求める。</p> <p>国立大学の学部設置等の計画は、運営費交付金と密接に関係しており、確実な財源的裏付けを前提として策定されるものです。運営費交付金の各大学への配分予定額が決まるのは開設前々年度の12月末頃であり、改正案の申請期間では、適切な財源見通しに基づく設置計画を策定するための、十分な時間的猶予がない。</p> <p>特に令和9年度予算においては、国立大学の組織改革に係る予算要求が、政府予算案の編成段階に遅れることとなったため、概算要求段階では運営費交付金の見通しが立たない。</p> <p>（開設前年度から入試等に係る教員の確保が必要なため、令和10年度開設の場合、開設前年度の令和9年度の交付金措置を踏まえた設置計画が必要である）</p> <p>なお、同規則同条項を準用するとされている大学院の研究科および専攻の設置等にかかる認可申請についても、同様である。</p> <p>については、国立大学に関しては認可申請期間を開設前々年度3月のままにするなど、運営費交付金の配分スケジュールに沿った期間設定をお願いしたい。</p>	<p>本省令は、大学の設置等の手続に認可又は届出を要する公私立の大学等の手続等を規定している規則であり、国立大学については、教育課程や教員組織等について、公私立大学と同様に質を担保するため、運用により本省令に基づく手続を準用しています。</p> <p>一方、国立大学の学部等の設置に当たっては、開設年度の前年度において開設に向けた概算要求が必要となりますが、設置計画段階においては必ずしも学部等の設置に向けた財源措置があるものではありません。</p> <p>また、各国立大学においては、中期計画をはじめとした中長期的な見通しの下で戦略的な運営が求められているため、本省令の改正により2ヶ月申請時期が早まることによって、設置計画策定に支障が生じるものとは考えていません。</p> <p>したがって、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>今後は十分な学生確保の見通しを備えた計画のみを認可するという政</p>	<p>学生確保の見通しについては、申請者において設置構想段階から十分</p>

	<p>府方針を理解したうえで、設置・収容定員増の認可申請においては「進学需要アンケート」の提出が実質的に必須要件となっており、指定のクロス集計の上、第一志望で入学すると回答した者が入学定員を超えているかについて「審査参考資料の総括表」や「学生確保の見通し等を記載した書類」で記載が求められている。地域の18歳人口の動向や自学の学生募集状況等各種エビデンスを用いて重層的な分析と、それらに基づいた定員充足の仮説を裏付けるものとしてアンケートの結果が入学定員充足の見通しの審査への影響が大きいと思料する。</p> <p>ところが、現行のスケジュールにおいてもアンケート実施時期と高校生が第一志望受験決定を決める時期との乖離があり、申請スケジュールが前倒しになるとこの乖離はさらに拡大し、アンケート結果の信ぴょう性を棄損する恐れがあると危惧する。当方の調べにおいては、「高校3年生の夏休み前までに第一希望を決める」と回答した高校生は約60%であり、現行スケジュールの提出期限である「高校3年生になるまでに第一志望校の受験を決める」高校生は約40%であった。前倒しになった場合は、最速で「高校2年生の夏休み前まで」にアンケートを回収する必要があるが、その場合、第一志望を決めている割合は約20%である。</p> <p>申請各校は高校の進路指導のスケ</p>	<p>に分析することが重要であると考えます。</p> <p>学生確保の見通しの分析は、ご指摘のアンケート結果だけではなく、競合校の分析や入学志願者動向、既設組織がある場合は既設組織の定員充足状況など、様々な観点から確実性について分析を行っていただき、申請書において説明していただくことが必要です。</p> <p>したがって、原案のままとさせていただきます。</p>
--	--	--

	<p>ジュールとは異なる時期に新設組織の説明、アンケートの実施等工夫しているが、高校・高校生においても本来のスケジュールとは別に協力することになるため負担が大きい現状がある。</p> <p>申請時期前倒しの影響で、大学調べ、学問研究など高校生の進路選択の準備が今までよりも不十分なタイミングで実施することになればアンケートの結果の信ぴょう性が下がる懸念がある。</p> <p>高校生の実態に沿ったアンケート結果を参考に、学生確保の見通しを審査することで認可後の定員未充足状況を予防でき、そのうえで申請認可時期の早期化は認可後の学生募集活動において有益な策だと思料する。</p> <p>このような観点から、「学生確保の見通し」については現行スケジュールと同時期に提出とし高校現場や高校生の進路検討の実態を反映した結果が担保されるようにすることとしてはどうか。</p>	
--	--	--